

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。また、本書には、金融サービス提供法に基づく重要事項の説明が含まれています。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「売買委託手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

なお、上場有価証券等の銘柄には、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていないものもあります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理

- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等 岩井コスモ証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号

本店所在地 〒541-8521 大阪府中央区今橋 1-8-12

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 135億円

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 大正6年12月

連 絡 先 お客様相談室（0120-405-546）又はお取引のある支店にご連絡ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○ その他の留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

売買委託手数料表

手数料率等は予告なく変更されることがありますので、お取引の際には最新の内容をご確認下さい。

(お取引コースのご説明)

- ・「対面取引」……営業店での担当者を通じたお取引コース（インターネットでのお取引等のご利用も可能です）
- ・「コール取引」…コールセンターの担当者への電話でのお取引コース（インターネットでのお取引等のご利用も可能です）
- ・「ネット取引」…インターネットでのお取引コース

1. 国内株式売買委託手数料

- 国内株式売買委託手数料は、国内上場の有価証券（債券を除く）に適用されます。
- 国内株式売買委託手数料は、お客様のご選択コースやお取引金額、注文方法等によって適用される料率が異なります。

○ 「対面取引」

* 以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。また、お客様のお取引状況等によって割引が適用されます。

約定代金	委託手数料（税込み）
100万円以下の場合	(約定代金の 1.15%) × 1.1 (2,750円に満たない場合には、2,750円)
100万円超 500万円以下の場合	(約定代金の 0.880% + 2,700円) × 1.1
500万円超 1,000万円以下の場合	(約定代金の 0.660% + 13,700円) × 1.1
1,000万円超 3,000万円以下の場合	(約定代金の 0.550% + 24,700円) × 1.1
3,000万円超 5,000万円以下の場合	(約定代金の 0.250% + 114,700円) × 1.1
5,000万円超の場合	(約定代金の 0.100% + 189,700円) × 1.1

【個人のお客様で証券総合口座を開設頂く場合等】

* 個人のお客様で証券総合口座を開設頂く場合等は、以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。また、お客様のお取引状況等によって割引が適用されます。

約定代金	委託手数料（税込み）
100万円以下の場合	(約定代金の 1.128%) × 1.1 (2,750円に満たない場合には、2,750円)
100万円超 500万円以下の場合	(約定代金の 0.862% + 2,660円) × 1.1
500万円超 1,000万円以下の場合	(約定代金の 0.646% + 13,460円) × 1.1
1,000万円超 3,000万円以下の場合	(約定代金の 0.530% + 25,060円) × 1.1
3,000万円超 5,000万円以下の場合	(約定代金の 0.245% + 110,560円) × 1.1
5,000万円超の場合	(約定代金の 0.100% + 183,060円) × 1.1

○ 「コール取引」

* 以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。

約定代金	委託手数料（税込み）
100万円以下の場合	(約定代金の0.564%) × 1.1 (2,750円に満たない場合は2,750円)
100万円超 500万円以下の場合	(約定代金の0.431%+1,330円) × 1.1
500万円超 1,000万円以下の場合	(約定代金の0.323%+6,730円) × 1.1
1,000万円超 3,000万円以下の場合	(約定代金の0.265%+12,530円) × 1.1
3,000万円超の場合	(約定代金の0.122%+55,280円) × 1.1 (上限127,908円)

○ 「ネット取引」

* ご注文方法等により適用される手数料が異なります。

* 以下の手数料を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。

ご注文方法	委託手数料（税込み）
インターネットのお取引	アクティブコース（1日定額制）、スタンダードコース（1約定ごとの手数料）、 マンスリーコース（1ヶ月定額制）をご選択いただけます。

※電話によるお取引は、対面取引の手数料率が適用されます。

・ アクティブコース（1日定額制）

1日の約定代金の合計	委託手数料（税込み）
10万円まで	88円
20万円まで	176円
30万円まで	264円
40万円まで	352円
50万円まで	440円
60万円まで	528円
70万円まで	616円
80万円まで	704円
90万円まで	792円
100万円まで	880円
200万円まで	1,760円
※以降、1日の約定代金が100万円増えるごとの加算金	880円
124百万円超	110,000円

- ・ スタンダードコース（1 約定ごとの手数料）

約定代金	委託手数料（税込み）
500万円以下の場合	1,100円
500万円超 1,000万円以下の場合	1,650円
※以降、約定代金が500万円増えるごとの加算金	550円
2億4,000万円超の場合	27,500円

- ・ マンスリーコース（1 ヶ月定額制）
- ・ 50 回コース 11,000 円（税込み）
- ・ 100 回コース 22,000 円（税込み）

＊ 規定回数以上となった日の翌営業日から月末までは、アクティブコース（1 日定額制）手数料が適用されます。

2. 新株予約権付社債券（CB）売買委託手数料

* 以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。

○ 「対面取引」

約定代金	委託手数料（税込み）
100万円以下の場合	約定代金の 1.1%
100万円超 500万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.900\% + 1,000\text{円}) \times 1.1$
500万円超 1,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.700\% + 11,000\text{円}) \times 1.1$
1,000万円超 3,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.550\% + 26,000\text{円}) \times 1.1$
3,000万円超 5,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.400\% + 71,000\text{円}) \times 1.1$
5,000万円超 1億円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.250\% + 146,000\text{円}) \times 1.1$
1億円超 10億円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.200\% + 196,000\text{円}) \times 1.1$
10億円超の場合	$(\text{約定代金の} 0.150\% + 696,000\text{円}) \times 1.1$

○ 「コール取引」

約定代金	委託手数料（税込み）
100万円以下の場合	約定代金の0.55% (2,750円に満たない場合は2,750円)
100万円超 500万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.45\% + 500\text{円}) \times 1.1$
500万円超 1,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の} 0.35\% + 5,500\text{円}) \times 1.1$
1,000万円超の場合	$(\text{約定代金の} 0.275\% + 13,000\text{円}) \times 1.1$ (上限55,000円)

○ 「ネット取引」

- 約定代金 $\times 0.22\%$ （税込み）、最低手数料 1,980 円（税込み）

3. 国内債券売買委託手数料（取引所のお取引に係る手数料です）

＊以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。

額面金額	委託手数料 （税込）	委託手数料（税込み）			
		国債	地方債	外国国債 証券等	その他債
500万円以下の場合	額面100円 あたり	44 銭	66 銭	66 銭	88 銭
500万円超 1,000万円以下の場合	額面100円 あたり	38.5銭	55銭	55銭	71.5銭
1,000万円超 5,000万円以下の場合	額面100円 あたり	33銭	44銭	44銭	55銭
5,000万円超 1億円以下の場合	額面100円 あたり	27.5銭	33銭	33銭	38.5銭
1億円超 10億円以下の場合	額面100円 あたり	11銭	16.5銭	16.5銭	22銭
10億円超の場合	額面100円 あたり	5.5銭	11銭	11銭	16.5銭

4. 外国株式取次手数料

＊以下の手数料率を上限とし、下記による算出額は消費税を含みます。

＊約定代金には現地諸費用を含みます。

○ 国内取次手数料（ベトナム株）

- ・約定代金 × 2.2%（税込み）、最低手数料 5,500 円（税込み）、ただし、売却時に約定代金が 5,500 円に満たない場合は、約定代金に 0.55 を乗じた金額（税込み）とします。

○ 国内取次手数料（ベトナム株以外）

約定代金	取次手数料（税込み）
7.5万円以下の場合	約定代金の11.0%
7.5万円超 50万円以下の場合	8,250円
50万円超 100万円以下の場合	(約定代金の 1.00% + 2,500円) × 1.1
100万円超 300万円以下の場合	(約定代金の 0.90% + 3,500円) × 1.1
300万円超 500万円以下の場合	(約定代金の 0.80% + 6,500円) × 1.1
500万円超 1,000万円以下の場合	(約定代金の 0.70% + 11,500円) × 1.1
1,000万円超 3,000万円以下の場合	(約定代金の 0.60% + 21,500円) × 1.1
3,000万円超 5,000万円以下の場合	(約定代金の 0.50% + 51,500円) × 1.1
5,000万円超 1億円以下の場合	(約定代金の 0.40% + 101,500円) × 1.1
1億円超の場合	(約定代金の 0.30% + 201,500円) × 1.1

- ・なお、外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

（2021年11月）